

運送業

R6.2義務化

テールゲート

建設業

リフター

小売業

特別教育講習会

定員
50名

詳しくは

裏面を
ご確認ください!

製造業



- ✓ トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。
- ✓ 「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられます。

テールゲートリフター（昇降装置）は陸上貨物運送業だけでなく、製造業、建設業、小売業、産廃処理業等、幅広い業種で活用されています。令和6年2月の義務化に向けた対応を！

1/21 日

8:00~
15:30

お問合せ:七戸町天間林商工会 TEL:68-2189 FAX:68-4444

令和 5年12月 吉日

各 位

七戸町天間林商工会
工 業 部 会
＜ 公 印 省 略 ＞

テールゲートリフター特別教育講習会のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、労働安全規則の一部を改正する省令により、貨物自動車等に設置されているテールゲートリフター（昇降装置）を操作する荷の積卸し作業において、労働者が機能や危険性を認識しないことにより墜落・転落、荷の崩壊、転倒等による災害が発生していることから、令和6年2月より「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられます。

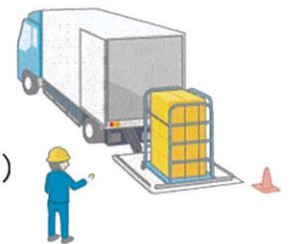
また、テールゲートリフターは陸上貨物運送業だけでなく、製造業、建設業、小売業（高圧ガス容器の運搬を行う事業等）、産業廃棄物処理業等幅広い業種で活用されており、（一社）上北労働基準協会でも10月より数回にわたり標記講習会が募集・実施されておりますが、毎回定員で日程追加するほどニーズが高くなっております。

このことから、当商工会工業部会では、標記講習会を（一社）上北労働基準協会のご協力のもと下記日程により開催することといたしましたので、この機会に多数受講くださいますようご案内申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和6年1月21日（日） 8時～15時30分
2. 場 所 七戸町天間林商工会館（上北郡七戸町字森ノ下48-3）
3. 受 講 料 14,200円（テキスト等・消費税含む）
※（一社）上北労働基準協会会員は12,000円
4. 定 員 50名
5. 申込締切 令和5年12月26日（火） ※定員に達し次第締切ります。
6. 申込手順 ①別紙申込書にて商工会へ申込み（1人1枚、コピー使用可）
※写真1枚（胸から上）及び身分証明となる写しを忘れずに
②（一社）上北労働基準協会より受講料請求書等が郵送されます
③受講料を1月12日（金）までに指定口座へ振込む
7. 申 込 先 七戸町天間林商工会 TEL：0176-68-2189
FAX：0176-68-4444
※開館 8：30～17：15、休館 土・日・祝日・12/29～1/3



※キャンセル受付は1月12日（金）まで（以降は返金できません。）

裏面もご覧ください